

贈与税に関する平成27年度改正のあらまし

2015年4月

アニモ出版

平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」によって相続税法の一部が改正され、贈与税についても改正されました。改正内容の主なポイントは以下のとおりです。『贈与のかしこい節税と手続き』を読まれる際には、参考にしてください。

◎住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の延長・拡充（本書108ページ～）

- 適用期限を平成31年6月末まで延長
- 平成27年以降の非課税限度額は以下のとおり
（①一般住宅、②耐震・エコ・バリアフリー住宅）
 - ・平成27年…①1,000万円、②1,500万円
 - ・平成28年1月～29年9月…①700万円、②1,200万円
 - ・平成29年10月～30年9月…①500万円、②1,000万円
 - ・平成30年10月～31年6月…①300万円、②800万円

なお、消費税率10%適用者は以下のとおり

- ・平成28年10月～29年9月…①2,500万円、②3,000万円
- ・平成29年10月～30年9月…①1,000万円、②1,500万円
- ・平成30年10月～31年6月…①700万円、②1,200万円

◎教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の延長・拡充（本書118ページ～）

- 適用期限を平成31年3月31日まで延長
- 教育資金の対象に、通学定期券代、留学渡航費等を追加

- 金融機関への領収書等の提出について、領収書等の記載金額が1万円以下、かつ年間支払金額24万円までのものは、支払先・金額等を記載した明細書でも可能に（平成28年以後の提出分から）

◎結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の創設

この非課税制度が適用になるための条件と取扱いは、以下のとおりです。

- 父母または祖父母からの贈与
- 受贈者は、贈与者の子または孫で、20歳以上50歳未満の者
- 受贈者の結婚・子育て資金を使用目的とする
- 資金は金融機関の受贈者名義の口座に拠出する
- 平成27年4月1日～平成31年3月31日の間に拠出したもの
- 非課税限度額は、受贈者1人ごとに1,000万円。ただし、結婚関係の支出分は300万円までとする
- 申告については、まず、受贈者がこの非課税制度の適用に係る申告書を金融機関に提出し、それをもとに金融機関が所轄税務署に申告書を提出する
- ①受贈者が50歳に達した場合、②受贈者が死亡した場合、③信託財産等の金額がゼロとなったときに終了の合意があった場合には、契約終了となる
- 契約終了時に残額（使い残し）がある場合は、その使い残しについて贈与税が課税される。ただし、受贈者が死亡した場合は課税されない
- 契約途中で贈与者が死亡した場合は、拠出額から結婚・子育て資金の支出額を控除した残額を相続財産に加算する。ただし、2割加算は適用しない

(No.157『贈与のかしこい節税と手続き』補遺)